



熊本県公報

号外 第9号
令和4年(2022年)
3月8日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則・・・ (医療政策課) 1

規 則

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(平成21年熊本県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「を卒業する」を「の正規の修業年限を修了する」に改め、「期間」の次に「。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する貸与契約に係る修学資金について適用し、施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金の貸与を受けた者が新規則第5条第3項第1号の規定を適用することを希望する旨を知事に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その適用をするものとする。